

広島県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・四一三号久保長江線

三 事業施行期間

平成二十三年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市東久保町及び西久保町地内

使用の部分

広島県尾道市東久保町及び西久保町地内